

京都市告示第300号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年7月22日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
今熊野緯29号線	東山区泉涌寺東林町32番地の31地先から 同町32番地の69地先まで	旧	メートル 15.50	メートル 2.50 ~ 3.90
		新	15.50	2.60 ~ 4.10
山科竹鼻緯15号線	山科区竹鼻立原町1番地の3地先内	旧	41.90	0.90
		新	41.90	1.82 ~ 2.88
山ノ内1号線	右京区西院金槌町10番地の65地先から 同町10番地の15地先まで	旧	36.40	3.30 ~ 3.80
		新	37.20	1.21 ~ 2.20
嵯峨経161号線	右京区北嵯峨北ノ段町36番地の2地先 から 同町36番地の1地先まで	旧	20.60	2.90 ~ 3.20
		新	20.60	3.09 ~ 5.08
淀3号線	伏見区淀水垂町330番地の72地先から 同町330番地の58地先まで	旧	45.90	6.53 ~ 24.00
		新	45.90	6.53 ~ 23.95
淀211号線	伏見区淀水垂町330番地の59地先内	旧	25.60	6.00 ~ 7.70
		新	24.50	6.00 ~ 9.00

淀229号線	伏見区淀水垂町330番地の66地先内	旧	30.20	10.00 ~ 17.50
		新	30.20	9.99 ~ 17.70
淀230号線	伏見区淀水垂町372番地の1地先から 同町330番地の66地先まで	旧	32.40	6.00 ~ 11.60
		新	32.40	5.99 ~ 11.84
淀232号線	伏見区淀水垂町119番地の1地先内	旧	7.90	22.91 ~ 23.95
		新	11.20	22.91 ~ 24.60

(建設局土木管理部道路明示課)